

○神奈川大学任期付教員の任期に関する規程

平成27年3月26日

規程第1049号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における任期付教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「任期」とは、有期労働契約の期間と同義とし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）と任期付教員との労働契約において定められた期間であって、本法人との間で引き続き労働契約が更新される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

(任期付教員)

第3条 この規程における任期付教員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別招聘教員（教授及び准教授）
- (2) 特任教員（教授、准教授及び助教）
- (3) 外国人特任教員（教授、准教授及び助教）
- (4) 大学実務家教員（教授、准教授及び助教）
- (5) 専門職大学院実務家教員（教授、准教授及び助教）
- (6) 特別助教及び特別助手
- (7) 特任講師
- (8) 非常勤講師
- (9) 非常勤助手

(労働契約)

第4条 任期付教員を任用する場合は、本法人と当該任期付教員との間で個別に労働契約を締結するものとする。

(任用等)

第5条 この規程に定めるもののほか、任期付教員の任用等に関しては、当該任期付教員にかかる規程で定める。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め、又はこれを改正したときは、公表するものとする。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、人事部とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。